

環境影響評価関係図書等の電子縦覧・閲覧について

～ 環境アセスメントを実施する皆様へ ～

はじめに


大阪市では、環境影響評価関係図書等の縦覧等について、市民の利便性を向上させ、もって環境影響評価制度に対する市民の理解の増進並びに個々の評価案件に対する住民参加の促進に資するために、平成19年8月から電子縦覧^{※1}及び電子閲覧^{※2}を実施しています。これらは、いずれも「大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」第5条の規定によるものではないため、同規則第3条に規定される手続き等の告示は行いません。

なお、大阪市では環境影響評価手続きについて、ホームページを介して行ういわゆる「電子申請」については、現在のところ、実施しておりません。


※1 電子縦覧とは、条例に規定された環境影響評価関係図書等の縦覧に加えて、インターネットを利用した方法で行う縦覧のこと。


※2 電子閲覧とは、電子縦覧を除き、必要に応じ、インターネットを利用した方法で環境影響評価関係図書・書類等を公開すること。（電子縦覧を終了し、そのまま電子閲覧に移行するものを含む。）

留意事項

 環境影響評価図書等の提出にあたっては、別途、磁気ディスク（CD-ROM、MO）による提出にご協力ください。

※様式1により同意書を併せて提出してください。

 電子縦覧の対象となる書類に地図、写真、図形など他人の著作物（以下、「引用著作物」）が含まれる場合には、その著作権（特に自動公衆送信権^{※3}）に十分留意してください（裏面参考）。

 電子縦覧を行う期間は、大阪市環境影響評価条例に定める縦覧期間とし、電子閲覧を行う期間は、次の時期を目途に事業者等から申し出があった場合に終了するものとします。

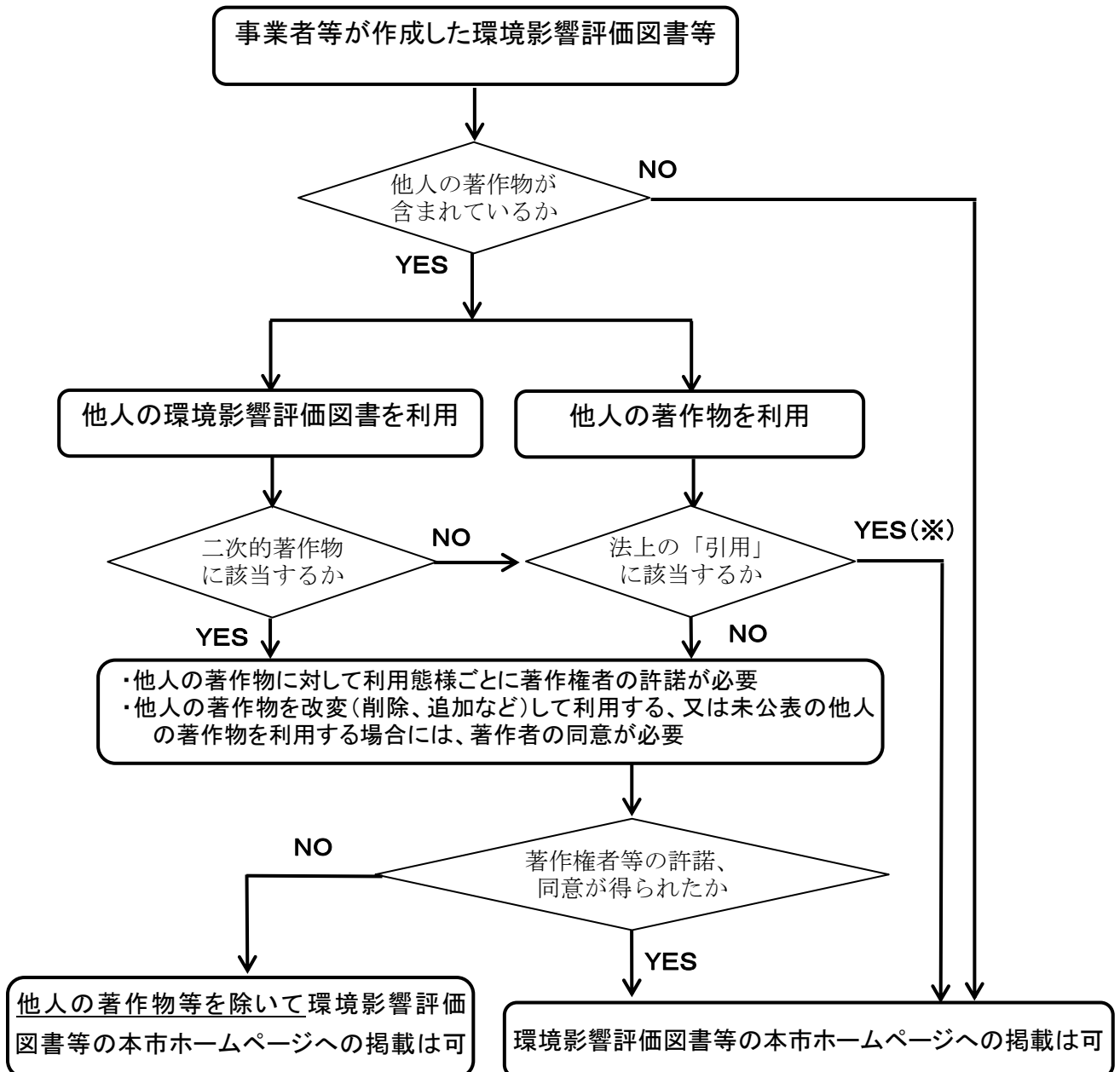
- ① 環境影響評価方法書：環境影響評価準備書のホームページ掲載時。
- ② 環境影響評価準備書：環境影響評価書のホームページ掲載時。
- ③ 方法書及び準備書以外の図書等については、最後に提出された事後調査報告書の縦覧が終了した時点。

※3 自動公衆送信権とは

インターネット上に著作物を掲載する権利を言います。

著作物を購入したり、コピーなどにより複製できる権利を取得したとしても、その著作物をインターネット上に掲載できない場合があります。

本市ホームページ掲載にあたっての判定フロー



※ 環境影響評価図書に「国土地理院の測量成果」が掲載されている場合には、本市ホームページへの掲載にあたって、本市から国土地理院に複製承認申請が必要となります。ただし、「一頁の大きさの1/2以下で掲載→総頁数の30%以内」などの基準を満たす「刊行物等に少量の地図を挿入」に該当する場合には出所の明示を条件に申請は不要となります。(国土地理院ホームページ：<http://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html>)